

平成 28 年 9 月 29 日 参議院本会議  
内閣総理大臣所信表明演説に対する質問  
民進党・新緑風会 矢田わか子

民進党・新緑風会の矢田わか子です。会派を代表しまして、安倍総理大臣の所信表明演説に対し、質問をさせていただきます。

私は、これまで 32 年、仕事と育児・介護との両立を図りながら、電機産業の一企業で働き、同時に労働組合で活動してまいりました。この間、仕事や組合の活動を通じて、額に汗して働く皆さん、グローバル競争下で最先端の技術開発に挑み続ける皆さん、育児・介護との両立に苦悩しつつ懸命に働き続ける方々、また地域でさまざまな活動されている人たちの声を広く聞いてまいりました。こうした皆さんの生の声を政治に反映させ、働く意欲をもつ人が尊厳をもって働き、安心して生活できる社会づくりに貢献したいと思っています。

まず、はじめに「一億総活躍社会」について伺います。

安倍総理大臣は、「一億総活躍プラン」を掲げ、その重点課題として「働き方改革」を打ち出されています。

私たち「民進党」は、「居場所と出番」のある共生社会の実現を掲げ、老若男女、そして健常者・障がい者を問わず、すべての人に活躍の場が与えられる社会を創ろうと主張してきました。

一方で、多くの国民が様々な不安や不満を抱えながら、日々の生活を送っているという現状もあり、安倍総理大臣にも、このことをまず直視していただきたいと思えます。

そこで、私は、「働き方改革」は、単に労働政策を進めるだけではなく、将来への安心を得られるよう、社会保障政策や産業政策を含めたトータルな政策として打ち出すべきだと考えます。

総理が考えておられる「働き方改革」は、「同一労働・同一賃金の実現」や「最低賃金引き上げ」、「長時間労働の是正」などにより、女性、若者、高齢者が働きやすい環境を作るということですが、単に働き手を増やし、世帯収入を増やし、税金を納める人を増やすという、量的な拡大を追うだけでよいのでしょうか。

また非正規社員が増えていくことも問題です。

「一億総活躍」を言うならば、私は、雇用の量のみではなく、やはり、すべての人が「働きがい・生きがいのある仕事」に就くという「労働の質」についても

追求すべきだと考えます。

私はこれまで「仕事の報酬は仕事である」と教わってきました。当然、相応の金銭的報酬があつてのことですが、難しい仕事に挑戦することで、その過程で得た経験や達成感をもって、より上位の仕事に向き合うことができる。まさに、そのような「尊厳のある働き方」こそが真の活躍につながります。

また、職業選択や職業能力の向上に適切な対応をしていくことも重要です。例えば、小さい頃から額に汗して働くことの大切さや勤労観を学ぶ教育を行なったり、社会人への学びの場を提供するなどの支援が必要です。中小企業に対する人材育成や能力開発への支援強化施策も重要です。

さらに、育児・介護をしながら働く人に対しては、ICT、すなわち情報通信技術やロボット技術の活用などにより、利便性や安全性の向上を図り、柔軟な働き方や働きやすい環境を提供する取り組みも「労働の質の向上」に資する施策になると考えます。

加えて、高齢者の雇用に関しては、仕事の割り振りや処遇面での木目細かい配慮をし、高齢者の方々の働く意欲を高める方策を講じていく必要があります。

安倍総理は「一億総活躍社会の実現プロセス」において、これらの「労働の質」に関わる政策の必要性をどのようにお考えなのか、所見を伺いたいと思います。

続きまして、「働き方改革」に関し、労働法制の規制緩和策の問題について伺います。

政府は、今臨時国会において、「労働基準法」の改正によって、「ホワイトカラー・エグゼンプション」を導入されようとしています。この制度は、労働者が一定の条件にあれば、時間外・休日労働の割増し賃金を不払いにしてもよいというものです。

現在のところ、対象となる労働者には、業務や年収による条件、あるいは健康確保措置の条件が課せられますが、対象労働者が長時間労働を強いられることが想定されます。また、年収 1000 万円以上という条件もいずれ引き下げられ、対象となる労働者が膨れあがっていくという懸念もあります。

同様に、裁量労働制についても規制緩和が行われます。これも成果を重視する労働時間法制の一つですが、私たちの経験からも、この制度の運用においては、「公平な評価基準に基づく運用」、「裁量による成果が反映される業務内容の明確化」、そして「個々人の自律性の尊重」といった前提条件が必須です。これらの条件づくりが不十分なために、裁量労働制の運用が困難に陥ったケースも多くあります。

もともと、相互の信頼関係のもと、チームワークで仕事を進めて成果を上げるのが日本企業の強みでもありました。しかし、個別の労働時間管理が行われると、成果を上げるために、限界を超えて無理な働き方をする人も出てくるのが想定されます。これまでも「日本人は働き過ぎ」という指摘をされてきましたが、この制度によって労働への負荷が一段と高まり、メンタルヘルス疾患・過労死がさらに増えるおそれもあります。

一昨日より、働き方改革に関する具体的な検討がスタートしておりますが、労働者側の意見や実態を十分に踏まえたうえで検討を進めるべきと考えます。

これらの懸念事項に対し、政府はどのように対応されるのか、厚生労働大臣の見解を伺います。

続いて、保育の問題について質問します。

保育政策の推進は、私たち民進党が掲げる「チルドレンファースト」の中心的な政策課題です。保育士の確保の問題については、昨日の代表質問においても触れられましたので、私は、保育所の運営の柔軟化に関して質問いたします。

こんにち、多くの女性が子育てをしながら、多様な勤務形態、いわゆる普通シフト勤務や深夜勤務、日曜・祝日勤務、宿泊出張をされる方々も多くいます。

また、女性活躍の流れの中で、役付者や管理職など、責任ある仕事に就く女性も増えています。加えてサラリーマンの単身赴任が増加する中で、父親もしくは母親が単身で子育てしている家庭も多く、このような方々が保育所に対し柔軟な運用を求めています。

一方で、保育所側は、いまだこのような保育ニーズに応えきれておらず、とくに早朝・深夜保育や、いわゆる休日保育、病児保育への対応が全般的に遅れています。なかでも、病児保育に至っては、全国で1,700カ所程度で全保育所の6%足らずしかありません。私自身も「病気の子どもを預けてまで働きたいのか!」と言われたこともあります。それでも、与えられた責任のもと、葛藤しながら後ろ髪をひかれても職場に行かなければならない日はあるのです。

こうした中で、どれだけの母親がキャリアと子育ての両立に悩んでいるのか、ご存じでしょうか。このことは、育児をしながら働くお父さんも同様です。そして、育児と仕事の両立は難しいとして、キャリアをあきらめてしまう方々も大勢おられます。

いまや、保育の問題は、従来型の施設整備を中心とした対応ではカバーしきれない段階へと入っています。私は、認可外保育施設や保育ママ制度など、現在、地域で行われている様々な預かりシステムに注目していく必要があると思います。

す。地域の中で、お互いの助け合い・支え合いという、いわゆる共助にもとづく弾力的でしかも子供の安全が確保される保育のあり方を検討し、そして、そこに積極的な支援策を講じていくべきと考えます。この点について、厚生労働大臣のご見解を伺います。

次に、「チルドレンファースト」で取り上げなければならない課題は、「子供の貧困問題」です。非正規労働者が増え、社会の格差が一段と広がり、貧困家庭が増える中で、きちんと食事すら取れず給食で命をつなぐ子供や、高校・大学への進学をあきらめる子供たちが増え続けています。私も、地域でそのような子供たちのつらい実態を痛いほど見てきました。各地でフードバンクや子供食堂、学習支援などの取り組みが行われていますが、いまや、子供の貧困問題に対する国としての抜本的な対策が必要になっています。昨日、児童扶養手当の改善や NPO への支援策の強化についての質問がなされましたが、総理の答弁内容は、この問題を根本的に解決するには、ほど遠いと思います。対策のいっそうの強化が必要だと思いますが、あらためて総理の見解を伺いたいと思います。

最後に、現在、政府や与党で検討されている「配偶者控除の見直し」問題について伺います。

配偶者控除のいわゆる「103 万円の壁」を取り払い、女性の社会進出を促進させようとするお考えのようですが、真に女性の社会進出を促すには、年金・医療などの社会保険制度や、雇用制度を含むトータルな政策パッケージで提起する必要があると考えます。

また、配偶者控除の廃止による約 6300 億円分の財源をどのように使うのかという問題や、税・社会保険を現在の「世帯単位」で考えるのか、あるいは簡明な「個人単位」に再編するのかという課題もあります。今後の検討の方向性について、総理大臣よりご見解を伺いたいと思います。

以上の質問について、大臣の皆さまの明快なご答弁をお願い申し上げ、代表質問を終わります。

以 上